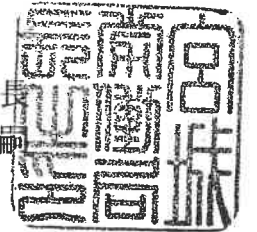




宮労発基 1201 第 1 号
平成 28 年 12 月 1 日

宮城地方労働審議会
会長 鴨池 治 殿

宮城労働局長
尾形 強 副



宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成 26 年宮城労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。